

## 令和8年度伊奈特別支援学校特別支援教育巡回相談について

県立伊奈特別支援学校サポートセンター

### 1 目的

幼児教育施設、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校等（以下「学校等」という。）の要請に応じて、県立特別支援学校の専門性や施設・設備を活かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことにより、特別支援教育の充実を図る。

### 2 内容及び方法

#### (1) 内容

##### ア 学校等の組織としての教育支援体制に関する助言

- ・校内委員会の運営に関すること
- ・適切な学びの場の検討に至る段階的なプロセスに関すること
- ・特別支援学級・通級による指導の教育課程の編成に関すること
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用に関すること
- ・保護者との連携に関すること
- ・関連機関との連携に関すること

##### イ 幼児児童生徒への指導・支援に関する助言

- ・発達相談に関すること
- ・校内での実態把握の実施に関すること、心理検査等
- ・環境調整に関すること（合理的配慮を含む）
- ・各教科の指導内容や指導方法に関すること
- ・教材・教具に関すること
- ・自立活動の指導に関すること
- ・交流及び共同学習に関すること
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に関すること
- ・医療的ケアに関すること

##### ウ 研修会等の講義・助言

- ・特別支援教育に関する研修会や校内研修会等における講義・助言
- ・ケース会議等における助言

##### エ 就学・進路に関する助言

- ・就学や進路に関すること
- ・就労支援に関すること
- ・就学・進路・就労における引継ぎに関すること

## (2) 方法

### ア 巡回相談

- ・来校相談：県立特別支援学校において実施
- ・出向き相談：依頼元機関へ訪問して実施
- ・その他：電話やオンライン等で実施

### イ 専門家派遣

- ・特別支援教育に関するより専門的な知識・技能を有する者(専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士など。以下「専門家」という。)の助言・援助が必要な場合は、「特別支援教育専門家派遣(県立特別支援学校)実施要項」に基づき、県立特別支援学校が専門家を派遣する。

## 3 手続き

※巡回相談は特別支援学校の学区ごとに実施となります。つくばみらい市、取手市、守谷市、常総市水海道地区、つくば市荃崎地区が本校の対象学区です。

### (1) 実施前

<市教育委員会管下の学校・園の場合>

⇒ **まずは、本校に電話で連絡。**

伊奈特別支援学校と日程等打ち合わせ後、**様式1**にて教育委員会に申し込み。

出向き相談実施の場合は**様式2**を伊奈特別支援学校へ送付。

<上記以外の学校・園等の場合>

⇒ **まずは、本校に電話で連絡。**その後、伊奈特別支援学校へ**様式1**にて申込み。

出向き相談実施の場合は**様式2**もあわせて伊奈特別支援学校へ送付。

### (2) 実施後

巡回相談を実施した学校等は、実施後1か月を目安に「特別支援教育巡回相談に係る相談結果」**様式3**を作成し、伊奈特別支援学校に提出してください。市教育委員会管下の学校・園の場合は、市教育委員会にも提出してください。

## 4 申込みにあたって

- (1) **まずは伊奈特別支援学校サポートセンター宛てに、お電話にてご連絡ください。**
- (2) 各種様式の本校への送付は、**電子メールに文書添付**、持参、郵送のいずれかでお願い

いたします。

○地域の学校等における相談（出向き巡回相談）の申し込みメールアドレス

[support-center@ina-sn.ibk.ed.jp](mailto:support-center@ina-sn.ibk.ed.jp)

○学校見学については、令和 8 年度から申し込み方法が変更になります。見学希望先の学部ごとにメールアドレスが異なりますので、ご注意ください。

小学部の見学申し込み：sho-kengaku@ina-sn.ibk.ed.jp

中学部の見学申し込み：chu-kengaku@ina-sn.ibk.ed.jp

高等部の見学申し込み：kou-kengaku@ina-sn.ibk.ed.jp

電子メールに添付する場合は、作成文書にパスワード設定を行うとともに、同アドレス宛にパスワードをご連絡ください。

郵送の場合：〒300-2348 つくばみらい市青古新田 300

伊奈特別支援学校サポートセンター宛て

様式 1	特別支援教育巡回相談 依頼書
様式 2	特別支援教育巡回相談に係る職員の派遣について（依頼）
様式 3	特別支援教育巡回相談に係る相談結果
参考様式	専門家活用の申し込みの際にご活用ください

(3) 様式への記入に際しては、相談の対象となる個人が特定されないようご配慮ください。